

柳島スポーツ公園の指定管理者候補者の選定について（報告）

1 概要

柳島スポーツ公園は、本市では初めてとなるPFI事業として、現在は平成30年3月の開園を目指して整備が進められているところです。

PFI事業により公の施設を整備し、PFI事業者が施設管理を包括的に委ねる場合、指定管理者の指定を行う必要があります。

本市では、PFI事業により整備する施設について、指定管理者制度導入前にすでにPFI事業者が決定している場合においては、設置条例で規定することにより、公募等は行わず、当該PFI事業者を指定管理者候補者として選定するものとしています（詳細は下記の枠囲みの記載及び参考資料1をご覧ください）。

茅ヶ崎市都市公園条例 附則

（指定管理者の指定に関する特例）

4 柳島スポーツ公園の最初の指定管理者を指定する場合には、第22条及び第23条の規定にかかわらず、市長は、同公園の整備等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

また、この場合、指定管理者候補者を選定した旨を、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会に対し、PFI事業者選定の際の提出書類の一部を添えて報告することとされております。

本件は、これらのことを踏まえ、柳島スポーツ公園の指定管理者候補者を選定した旨を報告するものであります。

なお、今後は、12月に予定されている平成29年第4回茅ヶ崎市議会定例会において、柳島スポーツ公園の指定管理者の指定についての議案を提案する予定です。

2 指定管理者候補者の選定を報告する施設及び候補者の名称

【施設名称】柳島スポーツ公園

【指定管理者候補者の名称】茅ヶ崎スマートウエルネスパーク株式会社

3 柳島スポーツ公園整備事業の概要

柳島スポーツ公園整備事業の概要については、参考資料2のとおりです。

また、事業費の内訳については、参考資料3のとおりです。

なお、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」の記述に基づき、PFI事業

者選定の際の提出書類の一部を別紙として添付しております。

4 指定期間

柳島スポーツ公園の指定期間は、P F I 事業契約における維持管理・運営期間を指定期間と見なし、開園予定日である平成30年3月25日から平成50年3月31日までの期間に、予約の受付等に要する期間を加味して決定してまいります。

5 これまでの経緯及び今後の予定

柳島スポーツ公園の整備に関するこれまでの経緯及び今後の予定は、次のとおりです。

- 【平成21年 9月】基本構想の策定
- 【平成22年 9月】基本計画の策定
- 【平成23年11月】都市計画決定
- 【平成24年 4月】事業認可の取得（都市計画事業認可）
- 【平成26年 4月】入札公告
- 【平成26年 7月】入札（3グループから提出書類の提出、総合評価一般競争入札方式）
- 【平成26年 8月】P F I 事業者選定委員会において優秀提案を選定
- 【平成26年 9月】市が落札者を「亀井工業ホールディングスグループ」に決定
- 【平成26年12月】「茅ヶ崎スマートウェルネスパーク株式会社」と事業契約を締結
- 【平成27年 1月】設計業務に着手（平成28年3月まで）
- 【平成28年 2月】建設業務に着手
- 【平成29年10月】改正後の設置条例（茅ヶ崎市都市公園条例）の公布
- 【平成29年10月】茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会への報告
- 【平成29年12月】指定管理者の指定の議決
- 【平成30年 3月】開園予定

6 その他

柳島スポーツ公園への指定管理者制度の導入に当たりましては、前述のとおり、公募等による候補者の選定は行わず、P F I 事業者が候補者となります。

しかしながら、当該P F I 事業者による管理運営に対してのモニタリングにつきましては、本市における他の指定管理者制度導入施設と同様に、「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」に基づいて適切に実施してまいります。